

事務事業マネジメントシート(令和 6年度実績と令和 7年度計画)

令和 7年 9月 9日 更新

| | | | | | |
|---------|--|----------|----------------|---|---------|
| 事務事業名 | | 介護保険給付事務 | | <input type="checkbox"/> 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進 <input type="checkbox"/> 「こどもまんなか社会」の構築 <input type="checkbox"/> 産業の共生による市経済の持続的発展 | |
| 総合計画体系 | 政策 | 2 | 福祉の健幸 | 所属部 | 健康福祉部 |
| | 施策 | 7 | 高齢者の自立と支援体制の充実 | 所属課 | 高齢者支援課 |
| | 業務分野 | 26 | 介護保険サービスの適切な提供 | 所属班 | 介護保険班 |
| 課長名 | | 坂井 晴代 | | 担当者名 | |
| 担当 | | 吉田 夕佳 | | (内線) 1171 | |
| 予算科目 | 会計 | 款 | 項 | 目 | 事業連番 |
| | 介護 | 2 | 1 | 1 | 10475 他 |
| 法令根拠 | | 介護保険法 | | | |
| 終了、開始年度 | <input type="checkbox"/> 6年度で終了 <input type="checkbox"/> 6年度から開始 | | 事業期間 | <input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 18 年度) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (~ 年度) | |

★事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

| | |
|---|--|
| 【事業の内容】 (開始した背景・きっかけ・今後の状況変化・関係者からの意見や要望を含む) | 要支援・要介護認定者が利用する介護保険対象サービスに係る費用のうち、公費負担分を給付費として保険者(市町村)から国保連合会を通して介護保険事業者へ支払うものである。なお、本人負担は1割だが、一定以上の所得者は2割負担(H27年8月～)、3割負担(H30年8月～)となっている。 給付費の財源構成は、5割公費、5割保険料となっており、本市の保険料の所得段階は第1～13段階(R6年度～)に分かれている。 【高額介護サービス費】介護保険対象サービス利用により、自己負担額が一定の上限額を超えた場合に支払う制度で、介護保険制度発足と同時に開始された。本人の合計所得金額等に応じて利用者負担割合が引き上げられたことにより、高額介護サービス費の支給対象者が大幅に増加している。(2割：H27.8月～、3割：H30年8月～) 【高額医療合算介護サービス費】高齢化の進行に伴い、平成21年度より同一世帯内での医療保険と介護保険の一部負担金の軽減を図る目的で制度化されたものである。医療保険(後期高齢者医療制度を含む)と介護保険において、それぞれ自己負担限度額が定めてあり、自己負担分を超えた分はそれぞれの保険より支給される。 ※1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいるとき、介護保険と医療保険の両方で支払った自己負担が高額になった場合に限度額を超えた分が支給される。 |
| 【業務の流れ】 | 国保連合会の請求に基づく支払事務、償還払いに係る支払事務 【高額介護サービス費】①毎月、高額介護対象者一覧データを国保連より伝送受信、②対象者一覧中、新規又は未申請者に対し、勧奨通知(決定者が死亡の場合は相続人申立書)を送付、③新規申請者分を入力し、前月までの自動申請者と併せて国保連合会にデータ送信、④国保連合会より判定結果受信、内容確認のうえ、対象者に決定通知書の送付、⑤口座振込みデータを作成、支払事務を行う。 【高額医療合算介護サービス費】毎年12月頃国保連合会から医療担当課等へ対象者の名簿が送付される。医療担当課等において申請書を送付、受付後、データを国保連合会へ送付している。その後、国保連合会より介護保険担当課へ介護負担分のデータが送付されるので、口座振込みデータを作成、支払事務を行う。 |
| 【主な予算費目】 | 負担金補助及び交付金 |

(1)事務事業の振り返り・計画

①6年度事務事業の成果・実績

○介護サービス費から自己負担を差し引いた公費負担分を国保連を通して介護事業者に支払い、介護保険制度の安定的な運営を図った。
 ○介護事業者が請求した介護給付費を審査し、支払う業務を受託する国保連に手数料を支払った。
 ○1ヶ月の介護サービス費に係る利用者負担額が所得区分に応じた上限額を超えたものに対して、その超えた金額を高額介護(介護予防)サービス費として支給した。
 ○介護保険と医療保険の自己負担額を世帯ごとに合算した年間の負担額が限度額を超えたものに対して、高額医療合算介護(介護予防)サービス費を支給した。

②7年度計画(次年度に計画している主な内容)

前年度と同じ

③予算の主な増減の理由

介護保険サービス利用者等の増による負担金等の増

成果指標

介護保険認定者の利用率

(単位)

データ取得方法

% 介護保険サービス利用者数/介護保険認定者数×100

(2)成果指標・総事業費の推移

| 成果指標 | 単位 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | |
|----------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 実績(決算) | 実績(決算) | 目標(当初予算) | 実績(決算) | 目標(当初予算) | 予定 | 見込 | 見込 | |
| 成果指標 | % | 86.01 | 87.09 | 85 | 88.58 | 85 | 85 | 85 | 85 | |
| 事業費 | 国庫支出金 | 千円 | 952,288 | 978,362 | 1,026,326 | 1,004,882 | 1,035,390 | 1,077,651 | 1,102,522 | 1,127,967 |
| | 都道府県支出金 | 千円 | 609,069 | 624,055 | 652,516 | 646,913 | 659,762 | 689,000 | 704,902 | 721,170 |
| | 地方債 | 千円 | | | | | | | | |
| | その他 | 千円 | 2,173,877 | 2,290,241 | 2,401,879 | 2,402,984 | 2,454,859 | 2,539,362 | 2,597,967 | 2,657,925 |
| | 繰入金 | 千円 | 646,328 | 619,100 | 646,259 | 632,828 | 652,782 | 725,202 | 741,939 | 759,062 |
| | 一般財源 | 千円 | | | | | | | | |
| (A) 事業費計 | 千円 | 4,381,562 | 4,511,758 | 4,726,980 | 4,687,607 | 4,802,793 | 5,031,215 | 5,147,330 | 5,266,124 | |

(3)評価の総括(成果向上の余地・事業費削減の余地)

介護保険対象サービスに係る費用のうち保険者(市町村)が負担するべき費用や高額介護サービス費等について滞りなく支払事務を行った。引き続き適正な事務処理に取り組んでいく。

(4)今後の事業の方向性

廃止 縮小 事業のやり方改善 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)